

## 日産スタジアム・アスレティクスアカデミー会員規約

### (定義)

第1条 本規約によって定める条項は、「日産スタジアム・アスレティクスアカデミー」（以下、「本アカデミー」という。）の会員に適用されるものとします。

### (目的)

第2条 本アカデミーは、6歳（小学生）から成人までを対象に、全身基礎運動や陸上競技の専門的なトレーニング等を通して、生涯にわたる会員の健康と潤い豊かな生活、そして活力溢れる人生をサポートすることを目的とします。

### (運営)

第3条 本アカデミーは、公益財団法人横浜市体育協会（以下、「本協会」という。）が事業主となり、特定非営利活動法人 日本ランニング振興機構（以下、「本NPO法人」という。）が運営を行います。

### (入会資格)

第4条 本アカデミーの入会資格は次のとおりとします。

- (1) 本規約及び本アカデミーの諸規則を遵守する方（未成年者の場合は、保護者の同意を必要とします）
- (2) 暴力団関係者でない方
- (3) 医師等により運動を禁じられておらず、本アカデミーの参加に支障がないと自己責任において申告された方
- (4) 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有していない方
- (5) 本アカデミーが適当と認めた方

### (入会区分)

第5条 本アカデミーは、年齢ならびに発育発達や目的・目標に応じて本アカデミーが別に定める4つのクラスで、構成されます。クラス構成や内容は本アカデミーが定めるものとします。

### (入会金・会費及び参加料)

第6条 入会金は、本アカデミーが別に定める金額とし、入会時にこれを支払わなければなりません。入会金の有効期限は退会時までとし、入会金は理由の如何を問わず、返還しません。

2 会員は、本アカデミーが別に定める金額の月会費を、本アカデミー所定の方法で支払うものとし、既納の月会費は、スクール運営のために必要な経費であるため、いかなる場合も返金対応は致しかねます。

3 会員は、第12条第2項に定める場合を除き、参加の有無にかかわらず、退会月までは月会費等の会費を支払わなければなりません。

4 本アカデミーは、会員がオプション・プログラム等に参加する場合に、別途定める参加料の支払いを求めることができます。

### (入会金・会費及び参加料等の改定)

第7条 本アカデミーは、別に定める入会金・会費・参加料等の改定を行うことができます。この場合、入会金については、新規に入会する会員の方から適用します。

2 前項の改定を行う場合は、本アカデミーは1か月前までに会員にお知らせします。

### (活動日及び活動時間)

第8条 本アカデミーの活動日及び活動時間については、本アカデミーが別に定めます。

### (施設利用)

第9条 施設の利用範囲は、日産スタジアムを含む新横浜公園の本アカデミーのプログラム実施に必要とされる施設を範囲とします。

### (提供プログラム)

第10条 本アカデミーでは1年を通してのプログラムを提供し、年度の初めにこれを示すこととします。したがって、会員には原則として年間を通して教室に参加することを推奨します。

### (休会・復会)

第11条 会員がやむを得ない事由により、本アカデミーに一定期間（1か月以上）参加できない場合は、休会を希望される月の前月20日までに所定の手続きで届出を行い、本アカデミーの承認を得た上で、会員資格を継続しながら休会することができます。

なお、休会期間は、最長3か月（連続）までとします。

- 2 休会期間中の月会費については、会員管理費として1,300円/月お支払いいただきます。
- 3 休会会員が復会を希望する場合は、本アカデミー所定の手続きにより随時復会することができます。この場合、復会月の月会費は、復会が月の途中であっても全額支払うものとします。
- 4 健康、その他理由により、本アカデミーが休会を促した場合は、会員はそれに従わなければなりません。
- 5 申請期間が過ぎたら、自動で復会となり、月会費が発生します。

#### （退会）

- 第12条 会員が本アカデミーを退会する場合には、退会を希望する月の20日までに本アカデミー所定の手続きで届出をしなければなりません（電話等による申し出は受け付けられません）。
- 2 前項により、本アカデミーが退会届を受理したときをもって退会とします。
- 3 会費、各種利用料等の未納がある場合には、第1項の退会届の提出時までには完納しなければなりません。
- 4 会員が自己の都合により、会費を2か月以上滞納した場合は、退会扱いとします。
- 5 会員が無断で連続して2か月以上本アカデミーに参加しない場合は、月会費の納入状況にかかわらず、本アカデミーの判断により、退会扱いとする場合があります。
- 6 退会月の会費は、退会が月の途中であっても、全額支払うものとします。

#### （変更事項の届出）

- 第13条 会員が住所、連絡先その他入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに本アカデミーに届け出なければなりません。
- 2 本アカデミーより会員の住所宛てに通知・連絡する場合は、会員から届け出のあった最近の住所宛てにおこない、本アカデミーは通知の未達等以後の責を負わないものとします。

#### （会員資格の停止及び除名）

- 第14条 本アカデミーは会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員の会員資格を一定期間停止、または除名します。
  - (1) 本アカデミー及び本アカデミーの名誉、信用を傷つけたとき
  - (2) 本規約その他本アカデミーが定めた諸規則に違反したとき
  - (3) 会費その他の債務を滞納し、本アカデミーからの催告に応じないとき
  - (4) 入会に際して本アカデミーに虚偽の申告をしたと判明したとき
  - (5) 本アカデミーの運営秩序を乱したり、他の会員に迷惑となる行為をしたとき
  - (6) その他、本アカデミーが会員としてふさわしくないと認めたとき

#### （会員資格の喪失）

- 第15条 会員は次の場合にその資格を喪失します。
  - (1) 会費を2ヶ月以上滞納した場合
  - (2) 死亡した場合
  - (3) 除名を受けた場合

#### （会員資格の譲渡禁止）

- 第16条 本アカデミーの会員資格は本人限りとし、他に譲渡もしくは相続その他包括承継できないものとします。

#### （会員の遵守事項）

- 第17条 会員は次の事項について遵守する責任を負うものとします。
  - (1) 会員は、本規約及び本アカデミーが定める諸規則を遵守しなければなりません。
  - (2) 会員は、本アカデミーへの参加、施設の具体的利用にあたっては、本アカデミーの指示に従わなければなりません。
  - (3) 会員は常に健康管理に留意し、本アカデミー参加中に生じた怪我ならびに急性疾病などの事故について自己責任において対処します。
  - (4) 会員が本アカデミー利用施設の什器・備品を故意または過失により毀損・紛失した場合には、修理・復旧に関わる費用の一切を会員、または、その保護者が負担します。
  - (5) 会員は常に本アカデミーの参加に適した服装・シューズを着用し、参加します。

#### （禁止事項）

- 第18条 会員に対して、次の事項を禁止します。

- (1) 所定の場所以外での飲食、喫煙
- (2) 酒気を帯びての参加
- (3) 伝染病を有する場合の参加
- (4) 危険物及びペットの持ち込み
- (5) 賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で、他の会員に迷惑を及ぼす行為
- (6) 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等
- (7) 無許可のアンケート協力等の依頼行為
- (8) 他人を誹謗、中傷すること
- (9) 他人に対する暴力行為や威嚇行為
- (10) 痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為
- (11) 本アカデミー使用施設内に落書きや造作をすること
- (12) 本アカデミーへの参加中に暴力的な言葉を発すること
- (13) 故意にトレーニング器具を床に落とし、音を立てるまたは振動を与える行為
- (14) その他、本アカデミー会員としてふさわしくない行為

#### (アカデミーの休講と利用制限)

第19条 本アカデミーは、次の事由により一時的に休講することがあります。

- (1) 台風・地震その他の自然災害・火災・近隣の事故等で業務遂行に支障があるとき、及び法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、本アカデミーは利用施設・設備の全部若しくは一部を本協会の許可のもとに廃止し、またはその利用やサービス提供を制限することができます。
- (2) 施設・設備の改造・改築・整備などを行う場合または経営上必要があると認められた場合、本アカデミーは利用施設・設備の全部若しくは一部を本協会の許可のもとに廃止し、その利用やサービス提供を制限することができます。この場合、その内容を事前にアカデミー会員へ告知するものといたします。
- (3) 前項及び前々項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め会員に告知の上、休講することがあります。ただし、やむを得ない事情による臨時休講については、この限りではありません。
- (4) 前3項の場合、会員は本アカデミーに対して損害賠償等一切の請求をできないものとします。

#### (損害賠償責任免責)

第20条 会員が本アカデミーに参加中、会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、本アカデミーはその損害賠償の責を負いません。

#### (会員の損害賠償責任)

第21条 会員が本アカデミーに参加中、会員の責に帰する事由により本アカデミー、または、第三者に損害を与えた場合、その会員がすべての責を負うものとします。

#### (盗難)

第22条 会員が本アカデミーの参加に際して生じた盗難については、本アカデミーは一切損害賠償の責を負いません。

#### (紛失・忘れ物)

第23条 会員が本アカデミーの参加に際して生じた紛失については、本アカデミーは一切損害賠償の責を負いません。  
2 届けられた忘れ物については、一定期間(1か月)保管した後、処分します。

#### (個人情報の取扱いについて)

第24条 本アカデミーは、個人情報の保護に関する法律に従い、会員情報の全てについて、本アカデミー運営・実施以外の目的での利用や、その情報の漏洩・流出を防止する対策を講じます。ただし、会員は、本アカデミー実施に関して本アカデミーが得た会員の情報を本アカデミーが本協会に開示すること、並びに本アカデミーが提供するサービスに関わる一切の目的に利用することに同意するものとします。

#### (知的所有権について)

第25条 本アカデミーを構成する全ての教材等に関する著作権と著作者人格権などの知的所有権は、全て本アカデミーに帰属します。会員による教材その他の複製、改変、編集、頒布、翻案等、本アカデミーの権利を侵害する行為のすべてを禁止いたします。

#### (細則)

第26条 本規約に定めのない業務執行上必要な細則は、本協会と協議の上、本アカデミーが定めるものとします。

(改定)

第27条 本規約の改定及び変更は、本協会と協議の上、本アカデミーの定めるところによるものとし、その効力は全ての会員に適用されるものとします。

附則

本規約は2011年4月1日より施行します。

附則

本規約は2014年4月1日より施行します。

附則

本規約は2015年4月1日より施行します。

附則

本規約は2017年4月1日より施行します。

附則

本規約は2019年4月1日より施行します。

附則

本規約は2019年7月18日より施行します。

附則

本規約は2023年2月18日より施行します。